

# 北九州市立大手町練習場の定期利用制度について

## ◇ 定期利用制度とは

一般の利用申込みは、利用日の属する月の3ヶ月前から先着順に受付けるが、年間を通して定期的に活動を行っている団体や、公演前等に集中して定期的に練習の必要な団体について、安定した練習室や練習日の確保を図る為、一定の資格を満たす団体について、一般の利用申込みに先がけて申込みを受付ける制度である。

## ◇ 定期利用の対象期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（以下、利用年度という）。

## ◇ 定期利用の種類

- ① 年間定期利用 「毎週月曜日の午後5時から・・・」などのように年間を通して定期的に練習を行う場合に、1年間分まとめて申請できる制度。
- ② 短期定期利用 「公演前に一定期間まとめて練習がしたい」という場合、前もって申請できる制度。
- ③ その他 予約利用を認められた団体は、その期間中、優先して楽器庫の利用申込みができる。

## ◇ 定期利用の申し込み期間

- ① 年間定期利用 利用年度の前年度の10月1日から10月15日までの15日間。
- ② 短期定期利用 利用年度の前年度の10月1日から10月15日までの15日間。  
及び、利用日の属する月の4ヶ月前から先着順に受付ける。

## ◇ 定期利用団体の資格基準

申込みができるのは次の資格を**全て満たす団体**に限る。

- ① 市内に事務所（又は代表者の居所）を有する団体
- ② 利用基準（年間・短期）を順守できること
- ③ 年間を通じて活動計画が決まっていること
- ④ 一年以上利用実績があること

## I 年間定期利用について

### (1) 利用基準

- ①年間を通じて、毎月2回以上の利用を行うこと。
- ②定期利用は、原則として一週間に最高3回までとする。
- ③利用時間は、2時間以上の使用とする。
- ④申し込みの状況により、希望が重複した場合は協議し、調整できない場合には抽選により使用者を決定することとする。

### (2) 年間定期利用の対象施設

大練習室 中練習室1（音楽以外優先） 中練習室2 小練習室1・3・4・5・6

※土・日曜日の新規申込みはお受けできません。

### (3) 必要書類

- ・年間定期利用申込書
- ・北九州市文化施設（市立大手町練習場）使用申請書（1ヶ月につき1枚の申請書＝12枚）
- ・団体構成員名簿
- ・活動状況報告書
- ・前年度の活動実績が分かるもの（公演パンフレット・チラシ等）

## II 短期定期利用について

### (1) 利用基準

- ①月2回以上の定期練習を3ヶ月以上連続して行うこと（但し6ヶ月を限度とする）。
- ②利用できる練習室は一団体につき1室に限る。
- ③利用時間は、2時間以上の使用とする。
- ④申し込みの状況により、希望が重複した場合は協議し、調整できない場合には抽選により使用者を決定することとする。

### (2) 短期定期利用の対象施設

大練習室 中練習室1（音楽以外優先） 中練習室2 小練習室1・3・4・5・6

※土・日曜日の新規申込みはお受けできません。

### (3) 必要書類

- ・短期定期利用申込書
- ・北九州市文化施設（市立大手町練習場）使用申請書（1ヶ月につき1枚の申請書＝3～6枚）
- ・団体構成員名簿
- ・活動状況報告書
- ・前年度の活動実績が分かるもの（公演パンフレット・チラシ等）